

《臨床調査個人票 作成依頼書》

《受給者及び申請者のみなさまへ》

更新用の臨床調査個人票の作成を、難病（協力）指定医に依頼してください。なお、作成を依頼する際は、「受給者証」
とこちらの「作成依頼書」を医療機関の窓口に提示してください。

（特定医療費受給者記入欄） ※太枠内に氏名等を記入してください

フリガナ		生年月日
受給者氏名		年 月 日

医療機関のみなさまへ（裏面もご覧ください）

【更新手続きにかかる臨床調査個人票について】

難病指定医（難病協力指定医）様

臨床調査個人票の作成依頼がありましたら、受給者証に記載の疾病名を確認していただき、①各医療機関にて下記HPより臨床調査個人票をダウンロードのうえ作成（手書きの場合は必ず、ボールペン等の消えない筆記具を使用）、又は②難病データベース（DB）にてオンライン登録のうえアクセスキー付き臨床調査個人票を発行し、患者さまにお渡しいただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

（※難病DBの利用については、裏面のご案内も参照してください）

上記①又は②の対応が難しい場合は、大阪府地域保健課難病認定グループ若しくは保健所（東大阪市は保健センター、寝屋川市は保健所すこやかステーション）に、様式の送付を依頼してください。

なお、令和6年4月1日から一部の疾病について診断基準等が改定されたことに伴い、全ての疾病で臨床調査個人票も改定されています。必ず、新様式で作成してください。また、大阪府版（簡易版）の新規および更新用臨床調査個人票は、既に廃止され、使用できません。

■厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

■難病情報センターHP <https://www.nanbyou.or.jp>

※ 臨床調査個人票の正誤表はこちら <https://www.mhlw.go.jp/content/001483737.pdf>

【医療機関からのお問い合わせ先】

大阪府健康医療部保健医療室
地域保健課難病認定グループ
（代表番号）06-6941-0351

令和7年度以降の臨床調査個人票の取扱いについて

①令和6年4月1日に行われた診断基準及び重症度分類のアップデートに伴う、1年間の移行期間（経過措置）が終了しました。

令和7年4月1日以降に作成された臨床調査個人票（以後、「臨個票」）による申請については、改正後の診断基準、重症度分類及び臨個票により審査を行うこととなり、改正前の診断基準、重症度分類及び臨個票は用いないものとします。臨個票を作成される場合は、必ず改正後の臨個票を使用してください。なお、改正前の臨個票を使用した場合、改正後の診断基準で必要となる検査項目等について、電話で検査結果等の照会を行います。

②「ミトコンドリア病」「全身性エリテマトーデス」及び「下垂体性PRL分泌亢進症」の患者の「更新申請」については、改正後の診断基準により対象範囲が狭まる可能性があるため、以下の取扱いとなります。

（新規申請については原則、その他の疾病と同様の取扱いです。）

	診断基準	重症度分類	臨床調査個人票における記載
更新申請	過去に認定済であることをもって診断基準を満たしているものとし、右記のとおり臨床調査個人票を記載する	改正後の重症度分類に基づき重症度の判定を行う。	●「 <u>症状の概要、経過、特記すべき事項など</u> 」欄に「 <u>認定済</u> 」と記載 ●<診断のカテゴリー>欄で「 <u>非該当</u> 」となる場合は、チェックを入れず空欄とする ●その他も通常どおり記載（「 <u>診断基準に関する事項</u> 」も含めて全て記載する）

臨床調査個人票 記入にあたっての留意事項

●臨床調査個人票は最新の様式を使用してください。

改正後の臨個票（新様式）の右下の数字（帳票ID）は、「2403-」及び「2503-」から始まっています。（「1703-」～「2309-」で始まっているものは、改正前の臨個票（旧様式）です。今後は、使用しないでください。）

●「医師の氏名」欄は、臨床調査個人票につき1名です。受診科が複数の場合や主治医が複数いる場合も、書類の責任者として1名を記載して下さい。

●研究利用の観点からも全ての項目を記入することが望ましいとされていますが、枠線の規定があるものは、その規定に従って記載してください。

●診断基準に関する事項は、診断基準上に特段の規定がない限り、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。

●治療開始後における「重症度分類」は、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近6か月間で最も悪い状態を記載してください。

●「診断年月日」欄は、上記の重症度分類を含む臨個票に書かれた内容を診断した日（記載年月日の直近6か月以内の日にち）を記入してください。

臨床調査個人票のオンライン登録（難病DB）について

令和6年4月1日より、新しい難病データベース（DB）の利用が開始されました。新しい難病DBでは指定医の負担軽減が図られ、「前回登録した情報から変更点のみを修正できる」「患者の同意を得て、転院時等に他医療機関における臨個票が参照できる」「臨個票の入力漏れ等をチェックできる」「合計値や指標等が自動計算される」等の機能が搭載されています。また、アクセスキーのみの臨個票（A4サイズ1枚）を出力することで、資源や経費の削減にもつながります。難病DB内で臨床調査個人票を作成するためには、難病指定医・難病協力指定医ごとに、ID・パスワードが必要です。ID・パスワードの申請方法については、指定医の指定を受けた自治体のHP等をご確認ください。